

兵庫県公報

令和7年7月8日 火曜日 第632号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県漁港管理規則の一部を改正する規則（水産漁港課）	1
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更（治山課）	6
○ 保安林の指定予定（同）	6
○ 兵庫県資源管理方針の変更（水産漁港課）	7
○ 特定漁港漁場整備事業計画変更の案の縦覧（同）	18
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（西播磨県民局）	18
○ 同 上（同）	18
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	19
○ 落札者等の公示（物品管理課）	19
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	19
○ 同 上（同）	20
○ 入札公告（但馬県民局）	20
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示	30
一般財団法人行政書士試験研究センター公告	
○ 令和7年度行政書士試験の実施	31

公布された法令のあらまし

◎兵庫県漁港管理規則の一部を改正する規則（規則第35号）

漁港漁場整備法の一部改正により、漁港施設等の有効活用を図ることにより漁港に係る水産業の健全な発展及び水産物の供給の安定に寄与する事業の実施に関する計画について漁港管理者による認定を受けた者に対して、県の管理する漁港施設を貸し付けることができる制度が新設されたことを踏まえ、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県漁港管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第35号

兵庫県漁港管理規則の一部を改正する規則

兵庫県漁港管理規則（昭和38年兵庫県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「管理する漁港施設」の右に「(以下「県施設」という。)」を加える。

第7条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(貸付けの期間)

第7条 法第44条第1項の規定に基づく県施設の貸付けの期間は、10年（当該県施設が土地及び土地の定着物（建物を除く。）である場合にあっては、30年）を超えることができない。

2 前項の期間は、更新することができる。この場合においては、更新の時から同項の期間を超えてはならない。

(貸付料)

第8条 法第44条第1項の規定により県施設の貸付けを行う場合における貸付料は、知事が定める基準により算定した額としなければならない。

2 前項の貸付料は、毎月又は毎年定期に納付させなければならない。ただし、数月分又は数年分を前納させることを妨げない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

兵庫県告示第604号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和7年7月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- | | | | |
|---|-----------|-------------------|------------|
| 1 | 名 称 | 一般財団法人神戸マリナーズ厚生会 | ポートアイランド病院 |
| | 所 在 地 | 神戸市中央区港島中町4丁目6番 | |
| | 認 定 年 月 日 | 令和7年7月5日 | |
| | 認定の有効期限 | 令和10年7月4日 | |
| 2 | 名 称 | 兵庫県立はりま姫路総合医療センター | |
| | 所 在 地 | 姫路市神屋町3丁目264番地 | |
| | 認 定 年 月 日 | 令和7年7月5日 | |
| | 認定の有効期限 | 令和10年7月4日 | |
| 3 | 名 称 | 加古川中央市民病院 | |
| | 所 在 地 | 加古川市加古川町本町439番地 | |
| | 認 定 年 月 日 | 令和7年7月1日 | |
| | 認定の有効期限 | 令和10年6月30日 | |

兵庫県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和7年7月8日

兵庫縣知事 齋藤元彦

西山・柳沢東土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	田 平 幸 哲	淡路市柳澤乙176番地

兵庫県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

九名井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	角 至 ミノリ	伊丹市森本7丁目52番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	長 澤 正 人	伊丹市森本3丁目23番地
同	藤 本 潔	同 市西野8丁目3番地 桜台ハイツ2-308号

~~~~~

## 兵庫県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 須加院東土地改良区

## 退任役員

| 役員の区分 | 氏名      | 住所            |
|-------|---------|---------------|
| 監事    | 大 野 幸 秀 | 姫路市香寺町須加院59番地 |

## 就任役員

| 役員の区分 | 氏名      | 住所           |
|-------|---------|--------------|
| 監事    | 西 村 道 子 | 姫路市船津町1488番地 |

~~~~~

兵庫県告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

高岡福田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	三 木 勝 博	神崎郡福崎町福田238番地4
同	大 野 武二郎	同 郡同 町高岡1098番地
同	吉 高 平 記	同 郡同 町高岡1467番地
同	小 國 万左夫	同 郡同 町福田818番地
同	後 藤 土 彦	同 郡同 町高岡941番地1
同	大 杉 博	同 郡同 町高岡1160番地1
同	中 川 茂 俊	同 郡同 町高岡1268番地
同	柴 崎 佳 輝	同 郡同 町高岡1455番地
同	山 内 昇	同 郡同 町高岡1885番地2
同	福 本 幸 雄	同 郡同 町高岡294番地1
同	尾 崎 吉 晴	同 郡同 町田口259番地1
監事	尾 崎 幸 忠	同 郡同 町福田783番地6
同	鳥 岡 照 義	同 郡同 町高岡1829番地1
同	坂 本 文 男	同 郡同 町高岡1494番地1
同	川 端 一 誠	同 郡同 町高岡1151番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	三 木 勝 博	神崎郡福崎町福田238番地 4
同	大 野 武二郎	同 郡同 町高岡1098番地
同	吉 高 平 記	同 郡同 町高岡1467番地
同	小 國 万左夫	同 郡同 町福田 818番地
同	後 藤 土 彦	同 郡同 町高岡941番地 1
同	大 杉 博	同 郡同 町高岡1160番地 1
同	中 川 茂 俊	同 郡同 町高岡1268番地
同	柴 崎 佳 輝	同 郡同 町高岡1455番地
同	山 内 昇	同 郡同 町高岡1885番地 2
同	福 本 幸 雄	同 郡同 町高岡294番地 1
同	尾 崎 吉 晴	同 郡同 町田口259番地 1
監 事	尾 崎 幸 忠	同 郡同 町福田783番地 6
同	平 岡 護	同 郡同 町高岡302番地
同	坂 本 文 男	同 郡同 町高岡1494番地 1
同	川 端 一 誠	同 郡同 町高岡1151番地



兵庫県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

中筋新川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 垣 義 樹	豊岡市引野156番地の 1
同	安 達 哲 也	同 市加陽944番地の 3
同	木 村 吉 晴	同 市引野104番地
同	小 面 由紀夫	同 市加陽875番地
同	村 岡 峰 男	同 市八社宮46番地の 4
同	小 山 茂	同 市日高町上郷438番地
同	石 田 敏 三	同 市伏225番地の 3
同	武 中 和 則	同 市土淵670番地
同	森 本 和 仁	同 市中郷1665番地
同	森 脇 浩 一	同 市今森275番地の 2
監 事	今 井 悟	同 市中郷469番地
同	太 田 忠	同 市清冷寺1442番地
同	池 田 和 彦	同 市引野759番地の 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 西 邦 夫	豊岡市加陽139番地
同	今 井 悟	同 市中郷469番地
同	岡 本 誠	同 市清冷寺1787番地の 1
同	安 達 陽 一	同 市加陽972番地
同	辻 信 一	同 市日高町上郷824番地
同	木 村 吉 晴	同 市引野104番地
同	武 中 昭 貴	同 市土淵574番地
同	足 立 周 作	同 市加陽369番地
同	村 岡 峰 男	同 市八社宮46番地の 4

同	森 脇 浩 一	同	市今森275番地の2
監 事	石 田 敏 三	同	市伏225番地の3
同	森 本 和 仁	同	市中郷1665番地
同	葛 川 和 志	同	市加陽871番地

兵庫県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月8日

兵庫縣知事 齋藤元彦

小多田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	新 家 良 夫	丹波篠山市小多田510番地
同	石 田 善 一	大阪府枚方市山之上 1 丁目23番66号
同	塚 本 忠 宏	丹波篠山市小多田1690番地 1
同	清 水 紀 雄	同 市小多田1795番地
同	小 島 敦 史	同 市小多田1321番地
同	堀 井 実	同 市小多田709番地
同	林 利 夫	同 市小多田936番地
同	新 家 弘 文	同 市小多田408番地
監 事	新 家 将 之	同 市小多田635番地
同	清 水 正 夫	同 市小多田1822番地
同	松 原 宗 一	同 市小多田567番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理 事	堀 井 実	丹波篠山市小多田709番地
同	新 家 弘 文	同 市小多田408番地
同	小 島 敦 史	同 市小多田1321番地
同	丹 後 好 裕	同 市小多田1801番地
同	塚 本 芳 樹	宝塚市山手台東 1 丁目 2 番 1 ー704号
同	石 田 善 一	大阪府枚方市山之上 1 丁目23番66号
同	林 利 夫	丹波篠山市小多田936番地
同	新 家 豊 宏	同 市小多田569番地
監 事	新 家 良 夫	同 市小多田510番地
同	塚 本 忠 宏	同 市小多田1690番地 1
同	松 原 宗 一	同 市小多田567番地

兵庫県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和7年7月8日

兵庫縣知事 齋藤元彦

倭文長田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	永 田 康 幸	南あわじ市倭文長田318番地
監 事	山 田 泰 生	同 市倭文長田1559番地

就任役員

役員の区分

氏 名

住 所

監 事

永田康幸

南あわじ市倭文長田318番地

兵庫県告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年7月8日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大栗市千種町岩野辺字宗山629の2、629の34、629の35、字高谷881の11、881の36、881の37、字森脇1058
 の13、1058の38、1058の39、字山根1250の44、1250の57、1250の58、1250の63から1250の67まで、1250の69
 から1250の71まで、字小河1386の1、1386の2、1386の76から1386の79まで、1386の93、1386の94、字越峠
 2582の25、2582の26、2582の50

- ## 2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

- ### 3 変更後の指定施業要件

- ### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年7月8日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- ## 1 保安林予定森林の所在場所

多可郡多可町中区奥中字大姫976の4・976の5・976の10から976の12まで・976の23（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、976の33、976の34

- ## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- ### 3 指定施業要件

- ### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、北播磨
県民局加東農林振興事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第614号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、兵庫県資源管理方針（令和2年兵庫県告示第1229号）を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和7年7月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県資源管理方針**第1 資源管理に関する基本的な事項****1 漁業の状況**

本県は瀬戸内海と日本海に面し、それぞれの海域特性に応じた多様な漁船漁業及び養殖業が営まれている。平成31年の生産量は121,327トン（瀬戸内海109,889トン、日本海11,437トン）、生産額は523億円（瀬戸内海423億円、日本海100億円）で、生産量が全国順位の上位を占める水産物も多く、京阪神等へ水産物を供給する重要な基地となっているほか、貴重な地域資源として各地域の観光業や水産加工業の活性化にも寄与している。

このように水産業は、地域経済の発展にも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、国に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行う。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分**1 定義****(1) 特定水産資源**

漁獲可能量による管理を行う水産資源

(2) 知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、県が設定する管理区分

2 知事管理区分に定める事項**(1) 水域****(2) 対象とする漁業****(3) 漁獲可能期間****第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理量の知事管理区分への配分の基準****1 漁獲可能量**

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定める。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができる。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努める。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行する。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項**1 特定水産資源**

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定

水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行う。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行う。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定する。

3 漁業者自身による自主的な取組

県は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の県への報告が行われるよう指導を行う。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務づけられている。これらの報告により収集した情報を国へ報告し、国及び県が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していく。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 種苗放流等の取組及び資源管理の進め方

水産資源の維持増大にむけて、種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組を推進する。

今後も資源管理と種苗放流等の相互の取組の連携を図ることとし、新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していく。

第7 兵庫県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行う。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源に関する具体的な資源管理の方針は「別紙1－1 まあじ」から「別紙1－10ぶり」に、特定水産資源以外の水産資源のうち、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の管理の方向性については「別紙3－1 まだい瀬戸内海東部系群」から「別紙3－9 べにずわいがに日本海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

（別紙1－1）

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まあじ漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（以下「まあじを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まあじの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まあじを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1－2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（以下「まいわしを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まいわしの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まいわしを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1－3)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県するめいか漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（以下「するめいかを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県するめいか漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

するめいかの資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
するめいかを採捕する漁業	5,167隻

（別紙1－4）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県日本海くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業及び定置漁業（漁業法第60条第3項に規定する定置漁業）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、第2の1の漁業に14.7トン、第2の2の漁業に0.1トンを配分し、残りの数量の2割を本県の留保枠とし、残りの数量の8割は、第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小数第2位を四捨五入）する。

また、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があつた場合については、2割を本県の留保枠とし、残りの8割を第2の1及び第2の2の漁業に均等配分（小数第2位を四捨五入）する。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の了承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1－5)

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 兵庫県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。）

② 対象とする漁業

漁業の許可及び取締り等に関する省令第77条第1項第1号の漁業及び太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。

2 兵庫県その他沿岸漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

兵庫県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する漁業。ただし、第2の1に区分される漁業を除く。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等報告に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、3割を本県の留保枠とし、残りの7割を知事管理区分毎に以下の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。

なお、本県の漁獲可能量に対して追加の配分があつた場合についても同様に配分を行う。

本県の留保枠については、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、消化するものとする。

ただし、知事が必要と認める場合には、海区漁業調整委員会の下承を得た別の基準による配分を行うことも可能とする。

管理区分	比率
兵庫県くろまぐろ漁業	8.4
兵庫県その他沿岸漁業	5.3

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県まさば及びごまさば漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさば対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば対馬暖流系群を採捕する漁業（以下「まさば及びごまさばを採捕する漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等

の報告に係る期限は陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まさば及びごまさば対馬暖流系群の資源管理においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における漁獲努力量の上限は、次の表に掲げる同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
まさば及びごまさばを採捕する漁業	5,167隻

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1-8)

第1 特定水産資源

うるめいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県日本海うるめいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、うるめいわしの採捕を行う日本海の水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がうるめいわし対馬暖流系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県日本海うるめいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-9）

第1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県瀬戸内海かたくちいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙1-10）

第1 特定水産資源

ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

兵庫県ぶり漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

兵庫県内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を兵庫県ぶり漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する事項

1 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。
（別紙3-1）

第1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-2）

第1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

（別紙3-3）

第1 水産資源

しらす（瀬戸内海兵庫県周辺海域（かたくちいわし瀬戸内海系群）のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業において、直近5年間（2016～2020年）のCPU水準付近（226.22～266.14キログラム/隻日）を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) 兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

(2) しらす瀬戸内海兵庫県周辺海域を漁獲対象とする漁業について、当該資源を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-4)

第1 水産資源

さわか瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-5)

第1 水産資源

たちうお（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の釣り漁業及びひき縄漁業において、直近5年間(2016～2020年)のCPUE水準付近(2.03～2.39キログラム/隻日)を維持する。

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-6)

第1 水産資源

まだこ（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のCPUE水準付近を維持する。

漁業種類	直近5年間（2016～2020年）のCPUE水準
小型機船底びき網漁業	6.69～7.88kg/隻日
たこつぼ漁業	10.51～12.36kg/隻日
せん漁業	4.43～5.21kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-7)

第1 水産資源

はも（瀬戸内海兵庫県周辺海域）

第2 資源管理の方向性

本県瀬戸内海の次表左欄の漁業において、次表右欄の直近5年間（2016～2020年）のC P U E水準付近を維持する。

漁業種類	直近5年間（2016～2020年）のC P U E水準
小型機船底びき網漁業	8.27～9.73kg/隻日
はえ縄漁業	39.88～46.92kg/隻日

なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-8)

第1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

(別紙3-9)

第1 水産資源

べにずわいがに日本海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における知事許可水域の資源量指標値を、提案された目標管理基準値案付近に維持する。

なお、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

兵庫県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき報告される情報を活用して資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要な事項

特になし

兵庫県告示第615号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、播磨灘地区における特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第11項において準用する同条第4項により、当該事業計画変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業計画変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年7月8日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
播磨灘地区特定漁港漁場整備事業計画変更の案
- 2 縦覧期間
令和7年7月8日（火）から同月7月28日（月）まで
- 3 縦覧場所
兵庫県農林水産部水産漁港課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び淡路県民局洲本農林水産振興事務所

兵庫県告示第616号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年7月8日

西播磨県民局長 城 下 隆 広

- 1 指定する貯水施設の所在地
赤穂郡上郡町高山字大南752-28
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
高山区自治会	赤穂郡上郡町高山857

- 3 指定する理由
西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第617号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年7月8日

西播磨県民局長 城 下 隆 広

- 1 指定する貯水施設の所在地
赤穂郡上郡町岩木字舟谷174
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
岩木自治会	赤穂郡上郡町岩木甲725

- 3 指定する理由
西播磨西部地域内二級河川千種川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和7年7月8日

兵庫縣知事 齋藤元彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社ウチダ	三田市駅前町19番14号	令和7年1月31日

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年7月8日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立学校大型掲示装置（電子黒板）一式 1,089台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月14日
- 4 落札者の名称及び住所
西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 落札金額
237,423,780円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和7年4月1日

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年7月8日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加西市鶴野町字西上条2089番2、2090番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古川市野口町水足字十二町490番地
株式会社佐野製作所 代表取締役 佐 野 賢 志
- 3 許可年月日及び許可番号
令和7年5月13日
兵庫県指令北播（加十）（建）第1-16-2号（6加西）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年7月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市高田井町字永長99番1、100番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市上滝野2316番地
有限会社ミキホームライフ 代表取締役 黒崎幹也
- 3 許可年月日及び許可番号
令和7年6月10日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-10-2号（6西脇）

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年7月8日

契約担当者

兵庫県但馬県民局長 上田英則

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名
(国) 178号 浜坂道路Ⅱ期 浜坂第1・第2トンネル（仮称）建設工事（以下「本件工事」という。）
 - (2) 工事場所
美方郡新温泉町栃谷～諸寄
 - (3) 工事概要
施工延長＝3,023.0メートル 幅員＝7.0（12.0）メートル NATM工法
（第1トンネル223.0メートル、第2トンネル2,800.0メートル）
内空断面積（覆工後の内空断面積）90.448平方メートル（標準部）
トンネル掘削工 第1トンネル223.0メートル、第2トンネル102.4メートル
覆工コンクリート工 第1トンネル223.0メートル、第2トンネル1,494.5メートル
排水構造物工 第1トンネル223.0メートル、第2トンネル2,800.0メートル
 - (4) 工期
本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。発注者が示した全体工期（余裕期間と工期をあわせた期間）の内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。
なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、様式1号により工期の始期日及び終期日を通知すること。
余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。
また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。
なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
全体工期：令和10年6月30日まで
（余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで）
 - (5) 電子入札の実施
本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 落札方式

本件工事は、発注者が指定する項目に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

総合評価落札方式は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、契約内容に適合した履行の確実性を審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

なお、本件工事は、入札参加申込書と同時に技術提案書の提出を求める。

開札後、入札価格が低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。

(7) 週休2日制度の活用

本件工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(8) 技術提案の交付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

(9) ICTの活用

ア 受注者希望型（ICT土工）

本件工事でICTの活用を希望する場合は、次の(ア)から(カ)までの全ての施工プロセスにICTを活用することを原則とするが、次の(ア)から(カ)までの中で生産性向上が見込める施工プロセスを選択して実施することができる。なお、プロセスの選択は、「(ウ) ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。なお、必要経費は契約後、変更協議の上、計上する。

(ア) 3次元起工測量（土工1,000立方メートル未満の場合は、従来手法でも可）

(イ) 3次元設計データ作成

(ロ) ICT建設機械による施工

(ハ) 3次元出来形管理資料等の作成

(ニ) 出来形確認及び検査

(ホ) 納品

イ 受注者希望型（ICT地盤改良工）

本件工事でICTの活用を希望する場合は、次の(ア)から(カ)までの全ての施工プロセスにICTを活用することを原則とするが、次の(ア)から(カ)までの中で生産性向上が見込める施工プロセスを選択して実施することができる。なお、プロセスの選択は、「(ウ) ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。なお、必要経費は契約後、変更協議の上、計上する。

(ア) 3次元起工測量

(イ) 3次元設計データ作成

(ロ) ICT建設機械による施工

(ハ) 3次元出来形管理資料等の作成

(ニ) 出来形確認及び検査

(ホ) 納品

ウ 受注者希望型（ICT法面工）

本件工事でICTの活用を希望する場合は、次の(ア)から(カ)までの全ての施工プロセスにICTを活用することを原則とするが、次の(ア)から(カ)までの中で生産性向上が見込める施工プロセスを選択して実施することができる。なお、プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。なお、必要経費は契約後、変更協議の上、計上する。

(ア) 3次元起工測量

(イ) 3次元設計データ作成

(ロ) 3次元出来形管理資料等の作成

(ハ) 出来形確認及び検査

(ニ) 納品

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和7年12月中旬・議決日以降）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成22年度以降に、代表構成員にあつては同一トンネルにおいてNATM工法によるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）80平方メートル以上（代表値）のトンネル工事を、その他の構成員にあつては1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡し完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること（「代表構成員」1者、「その他の構成員」2者から構成する。）。

また、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体の構成員となることができない。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が構成員中最も高い者の数値の10パーセント以内（小数点以下切り捨て）の範囲の場合にあつては、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和7年9月25日（木）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加

資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次の(ア)から(イ)に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、余裕期間制度活用工事において申込期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領 8 (1) 及び(2)」により取り扱うこととする。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(ア) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門若しくは総合技術監理部門（建設））の資格を有すること。

(イ) 平成22年度以降に、同一トンネルにおいてNATM工法によるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）80平方メートル以上（代表値）のトンネル工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡し完了したもの）を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（申込期限日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

(5) 技術提案書の提出に関する要件

入札参加申込時に、技術提案書を提出すること。（記載漏れのある提案書は受け付けない。）また、技術提案を行う場合には、その提案が適正であること。

技術提案書の提出にあたっては、別に定める技術提案書作成要領により作成すること。

なお、技術提案書が不適とされた者は、技術提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

(6) 追加資料の提出に関する要件

開札後、入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。追加資料の提出に当たっては、技術提案書作成要領により作成すること。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(6)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和7年7月8日（火）から同年9月30日（火）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課（財務担当） 担当 坂本

電話番号 (0796) 26-3607（内線214）

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書等の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和7年7月8日（火）から同年8月8日（金）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、図面等をいう。以下同じ）等

令和7年7月8日（火）から同年9月30日（火）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）、入札参加資格確認資料及び技術提案書（以下2つを合わせて「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和7年7月9日（水）から同年8月8日（金）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、（特別共同企業体の代表構成員の）兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのＩＣカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 入札参加資格確認資料及び技術提案書は、次の場所に持参する。

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話 (0796) 82-5679

7 入札手続等

(1) 入札期間等

ア 電子入札の場合

令和7年10月1日（水）から同月2日（木）まで

毎日午前9時から午後5時まで（令和7年10月2日（木）は正午まで）

イ 紙入札の場合

入札期間は、上記アのとおりとし、入札場所は、次のとおりとする。

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課（財務担当）

電話（0796）26-3607

(2) 開札日時

令和7年10月3日（金）午後1時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書を持参又は郵送により提出すること。

(4) 追加資料の受付

ア 提出期間

令和7年10月6日（月）から同月7日（火）まで

毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

次の場所に持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）すること。

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話（0796）82-5679

工事名及び入札参加者名を記載して、追加資料在中と朱書した封筒に封入すること。

なお、詳細については技術提案書作成要領を参照のこと。

(5) 入札保証金及び契約保証金

要

(6) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登載された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みに使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした

入札であっても無効とする。

ウ 入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 入札説明書11(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

キ 総合評価に関する提案について、適正と認められた技術提案書に記載した内容と異なる技術提案をもった入札は、無効とする。

ク 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思がないと申告した者の行った入札は、無効とする。

ケ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告したにもかかわらず、期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

＜施工体制評価点＞

評価区分	評価項目
施工体制の確保	①品質確保の実効性 ②施工体制確保の確実性

＜加算点＞

評価項目	評価指標
品質管理	覆工コンクリートの品質確保と施工
施工管理	地山状況の把握
地域企業の活用	技術力向上などの地元貢献
地域材料の活用	指定資材の県内調達
建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録
減点項目	技術資料の記載内容に対する不履行の実績

(2) 総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点／入札価格（単位：億円）

＝（標準点（90点）＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格（単位：億円）

施工体制評価点は、技術提案書作成要領に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

加算点は、上記(1)に対し、最大18点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、性能等の要求要件等については、技術提案書作成要領を参照のこと。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(イ)まで要件に該当する入札参加者のうち、上記(2)の評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 評価項目に対する技術提案が性能等の要求要件を満たしていること。

(㊦) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（性能等の要求要件を満たしている場合に与える点数（標準点））を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格（億円単位））で除した数値を下回っていないこと。

イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日まで失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者とししない。

エ 落札となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

9 技術提案書の記載内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された技術提案書の記載内容が履行されない場合は、実際の履行内容にもとづいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を契約金額から減額する。

また、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡し完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された技術提案書の記載内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

(3) 悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。

(4) 技術提案書等に虚偽の記載があった場合又は受注者の責によって、技術提案書の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

10 契約の締結

(1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。

(2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の翌日から起算して7日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

(3) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。

ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が2者となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮解約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

11 支払条件

本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）について、令和7年度14パーセント、令和8年度39パーセント、令和9年度4パーセント、令和10年度43パーセントと設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件については、入札説明書の内容を十分に確認すること。

12 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
- 次のいずれにも該当する場合
- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
- その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- イ アに掲げる下請負人以外の下請負人
- 次のいずれかに該当する場合
- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合
- その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 13 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県に提出すること。
- ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置
- ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。
- イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。
- また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入

札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和7年10月3日（金）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同月7日（火）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件(3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県土木部契約管理課あて申請し、開札時まで取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課（財務担当）にて落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表する。

(9) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知を行う場合は契約管理課ホームページ

（アドレス <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/nyusatukeiyakutetuduki.html>）に掲載している様式を使用すること。

(10) 本件工事は、電子契約による契約手続きが選択可能である。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに「電子契約利用同意書」を電子メールにより契約担当者宛てに提出すること。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction work for the Hamasaka Daiichi Tunnel and Hamasaka Daini Tunnel (tentative names) on the Route 178 Hamasaka Road (Phase 2)

Construction method: NATM (New Austrian Tunneling Method)

Construction length: 3,023.0 m (223.0 m for the Hamasaka Daiichi Tunnel, 2,800.0 m for the Hamasaka Daini Tunnel)

Width: 7.0 (12.0) m

Area of inner cross-section: 90.448 m²

Tunnel drilling work length: 223.0 m for the Hamasaka Daiichi Tunnel, 102.4 m for the Hamasaka Daini Tunnel

Concrete lining work length: 223.0 m for the Hamasaka Daiichi Tunnel, 1,494.5 m for the Hamasaka Daini Tunnel

Plumbing structure work length: 223.0 m for the Hamasaka Daiichi Tunnel, 2,800.0 m for the Hamasaka Daini Tunnel

(2) Deadline for submission of tender application forms: 16:00 August 8, 2025 (JST)

(3) Deadline for tender: 12:00 October 2, 2025 (JST)

(4) Person to contact concerning the notice:

Mr. Sakamoto, Finance Group, General Affairs Office,

Tajima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

7-11, Saiwai-cho, Toyooka, Hyogo

Tel (0796)26-3607 (Ext.214)

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和 7 年 7 月 8 日

契約担当者

兵庫県立香寺高等学校長 森 美 樹

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立香寺高等学校特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
県立香寺高等学校 姫路市香寺町土師547
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 20 日
- 4 落札者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号
- 5 落札金額
266,860円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和 7 年 5 月 20 日

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

令和7年度行政書士試験の実施

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る令和7年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和7年7月8日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 望 月 達 史

1 試験期日

- (1) 試験日 令和7年11月9日（日）
(2) 試験時間 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
兵庫県	神戸学院大学ポートアイランド第1キャンパス	神戸市中央区港島1-1-3
	神戸市外国語大学	神戸市西区学園東町9-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識 (出題数14題)	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和7年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とする。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

配 布 場 所	配 布 期 間
一般財団法人行政書士試験研究センター （東京都千代田区一番町25番地 全国町村議会館3階 電話（03）3263－7700）	ア 窓口配布 令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。） イ 郵送配布 令和7年7月7日（月）から同年8月8日（金）まで 住所・氏名・郵便番号記載の返信用封筒（角形2号＝A4サイズの願書が折らずに入る大きさの封筒）に郵便切手180円分を貼付し、下記宛先まで郵送で請求すること（令和7年8月8日（金）必着）。 受験願書及び試験案内の請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
兵庫県庁（1号館・2号館受付） 兵庫県庁（総務部市町振興課） 神戸県民センター県民躍動室総務防災課 阪神南県民センター県民躍動室総務防災課 阪神南県民センター西宮県税事務所調整課 阪神北県民局さわか県民相談室 東播磨県民局さわか県民相談室 北播磨県民局さわか県民相談室 中播磨県民センターさわか県民相談室 西播磨県民局総務企画室総務防災課・さわか県民相談室 西播磨県民局龍野県税事務所調整課 但馬県民局総務企画室総務防災課 丹波県民局県民躍動室総務防災課 淡路県民局さわか県民相談室 兵庫県民総合相談センター	窓口配布のみ 令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで（土曜、日曜日及び国民の祝日を除く。ただし、兵庫県民総合相談センターにおいては、土曜、日曜日及び国民の祝日に限らず午前7時30分から午後9時まで1階の入口横ラックから取得できる。） （兵庫県庁 総務部市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話（078）362-3098）
兵庫県行政書士会 （神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー13階 電話（078）371－6361）	窓口配布のみ 令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和7年7月22日（火）から同年8月18日（月）まで

イ 申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課へ、簡易書留郵便により郵送すること。

郵送は、受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、令和7年8月18日（月）までの消印があるもの限り受け付ける。

なお、兵庫県総務部市町振興課での受付は行わないので、注意すること。

ウ 提出書類 受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの）

エ 受験手数料 10,400円（納付方法については、試験案内を参考とすること。）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受付期間

(7) 令和7年7月22日(火)午前9時から同年8月25日(月)午後5時まで

この出願システムは、令和7年8月25日(月)午後5時で終了する。同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。

(4) 最終日(令和7年8月25日(月))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

ウ 受験手数料の払込み

(7) 受験手数料(10,400円)は出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

(4) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

(7) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア

(5) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

(4) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(3) 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話 (03) 3263-7700

6 特例措置の実施

身体機能に障がいのある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望する者は、事前に申請の手続きが必要となることから、受験申込みをする前に必ず上記問合せ先まで相談すること。

相談受付期間：令和7年7月7日(月)から令和7年8月18日(月)まで

7 合格発表の日時及び方法

(1) 発表日時

令和8年1月28日(水)午前9時

(2) 発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に可否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を掲載する。あわせて、兵庫県公報に合格者の受験番号を登載する。